

令和7年度 第4回三重県最低賃金専門部会議事録

1 開催日時 令和7年8月14日（木） 13時25分～20時05分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹

労働者代表 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦

使用者代表 粟須 百合香 中村 和仁 松井 寿人

4 議題

(1) 金額検討について

5 開 会

(室長補佐)

只今から令和7年度第4回三重県最低賃金専門部会を開会させていただきます。

先ず、委員の出席状況については、本日は、全員出席いただいております。

最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして部会長よろしくお願ひいたします。

6 議 事

(1) 金額検討について

(部会長)

御多用のところ、連日お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本専門部会ですが、これまでと同様に公労使の三者が揃い審議する部分は公開とし、労・使分かれさせていただいて個別に検討する部分は、運営規程第7条但し書きに該当することから非公開といたします。

前回第3回三重県最低賃金専門部会で、労使双方から御意見を伺った結果は次のとおりでございました。

まず、労働者側委員の方は、労使とも生計費を重視した議論となっており、思いを共有できている。最賃近傍で働く労働者に鑑み金額提示したところ、使用者側からも金額提示があったが、まだ金額に開きがある。次回最終日に生計費をどれだけ反映できるかに注目したい。という御意見でした。

次に使用者側委員の方からは、生計費を重視し津市のデータを踏まえて金額提示

した。最大限譲歩したが、まだ開きがある。物価高は、使用者にとってもコストが増大して経営を圧迫している。また、米国関税問題は決着つかず、不透明な中で労務費を捻出しなければならない。次回は使用者代表委員が全員揃うので引き続きよろしくお願ひする。といった意見をお伺いしました。

それでは、これから労・使分かれて頂き個別に検討していただきますので、非公開とし、休会といたします。よろしくお願ひします。

その前に、この全体会議の場で、何か御発言があればお受けしたいと思います。

何か御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、休会といたします。

労使に御協力いただいて、よい結論を出せれば、というように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局の方で御案内していただけますか。

— 傍聴人、退出 —

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会場へ集合 —

— 傍聴人、入場 —

(部会長)

お集まりいただきましたので、全体会議に戻りまして再開いたします。

まずもって、私共の調整不足でこのような時間になりましたことお詫び申し上げます。誠にすみません。

長時間にわたり御検討いただき、ありがとうございました。

それでは、労働者側、使用者側双方の御主張の要旨につきまして、御説明をお願いいたします。

まず、使用者代表委員の方からお願ひします。

(中村委員)

使用者代表として、非常に想像をしていなかった着地になることになり、非常に残念に思っております。

今回、前回も申し上げましたが、労働者の生計という部分を重視させていただいて、最後まで議論をさせていただいたところですが、残念ながら労使折り合いがつかなかつたというのは、非常に残念に思っております。

(部会長)

ありがとうございました。労働者代表委員の方からお願ひします。

(廣瀬委員)

まずもって長時間に亘る審議本当にお疲れさまでした。今回の審議では、労使共に生計費という同じ基準をもってお話しingできたのは、凄く大きな一步かなと感じております。ただ、最後の最後になって論点がずれてしまったこと、今まで論点に無かったことが突如として最終結果として示されたことに対しては、非常に驚きと共に憤りを感じているところであります。今回、こういった結果になりましたけれども、この結果を踏まえ、来年の審議にはこういったことが無いよう審議の進め方を検討していただけたらと思っております。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

本日は、長時間に亘り御検討をいただきありがとうございました。労側使側それぞれ御検討をしていただき、公益委員として調整させていただきましたところですが、合意点を見出すことはできませんでした。また、これ以上審議を重ねても労使双方の歩み寄りまた調整というのは、期待できないと判断されますので、公益委員といたしましては、公益見解をお示しさせていただき、採決を取らせていただきたいと思います。

それでは、公益見解を述べさせていただきます。

これまでの労使それぞれの主張と、最低賃金の三要素、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力、中央最低賃金審議会答申における公益見解及び本専門部会で示された資料における指標などを踏まえ、総合的に熟考いたしましたところ公益見解といたしましては、現行の三重県最低賃金を64円引上げ、1,087円を提示することといたします。

また、発効日につきましては、令和7年11月21日といたしたいと存じます。

この公益案で採決を取らせていただきます。

(労働者代表委員3名離席)

この案に賛成の方は挙手をお願いします。

・賛成5名 (使側3名 公益 部会長を除く2名)

以上賛成多数により、この公益案を本専門部会における結審としてお認めいただいたと思いますので、事務局の方で本審への報告書(案)の作成をお願いします。

— 事務局報告書(案)作成 —

(労働者代表委員 2名着席)

(部会長)

お待たせをいたしました。先程の採決が報告書(案)としてまとまりましたので、確認のため事務局の方で朗読をお願いしたいと思います。

一 室長 報告書(案)朗読 一

(部会長)

はい、ありがとうございました。この報告書案について御意見はございませんでしょうか。

ありがとうございました。

御了解いただきましたので、この報告書を本専門部会における結論として、本審の方へ報告させていただきます。

非常に長時間金額検討等を重ねていただきましたところですが、公益の調整不足もございまして合意点に達することができなかったことを残念に思います。また、反省もしたいと思います。

これで本専門部会を閉会とさせていただきますが、事務局から連絡事項等、何かございますか。

(室長補佐)

それでは、最後に、労働基準部長から御礼の挨拶をさせていただきます。

(労働基準部長)

使用者代表委員、労働者代表委員の皆様におかれましては、長時間の御審議ありがとうございました。

さらに、公益の委員の皆様におかれましては、公益の見解をお示しいただき、御審議に御力添えをただただ賜りましたところ、ただただ感謝しかございません。

本日の審議結果に至るまで、委員の皆様には御審議に御尽力いただきましたことにつきまして、本当に感謝申し上げます。簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

(部会長)

はい、その他について特にございませんね。

専門部会委員の皆様には、長時間御審議をいただきありがとうございました。以上を持ちまして閉会といたします。

本当に御世話をおかげしました。ありがとうございました。

以上